

社 会 福 祉 法 人 麗 峰 会

役 員 報 酬 規 程

## 社会福祉法人麗峰会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人麗峰会定款第2条に規定する事業等を遂行するための役員、評議員及び社会福祉法人麗峰会の設置する委員会の委員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の額)

第2条 役員等の報酬は、月額、日額及び時間額とし、別表に定める額とする。

### (報酬の支給方法)

第3条 報酬は役員等に選任された当月分から支給する。

2 役員等が任期満了、辞職、失職等によりその職を離れたときは、その当月分まで支給する。

3 日額により報酬の額が定められている役員等の報酬の支給日は、当該役員等がその職務に従事したときに支給する。ただし、必要に応じ、まとめて支給することができる。

4 時間額による報酬は、毎月1日からその月の末日までの期間を締め切り計算し、原則として翌月5日に支払う。但し、支払日が休日又は土曜日の場合は、その前日に支払うものとする。

### (費用弁償)

第4条 役員等が、業務のための旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。又、遠隔地等に在住する役員等であって、業務のため社会福祉法人麗峰会事務所へ出向する場合も旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人麗峰会旅費規程によるものとする。

### (準用規定)

第5条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給日その他の支給の方法等については、社会福祉法人麗峰会常勤職員の例による。

### 附 則

この規程は、平成15年10月 1日から施行する。

平成19年 4月 1日改正

平成25年 4月 1日改正

別 表（第2条関係）

職 名 等		報酬の区分	報 酬 の 額
社会福祉法人麗峰会	理事長	常勤で専従の場合	時 間 額 5,000円
		法人運営施設職員兼務の場合	月 額 200,000円
		非常勤の場合	日 額 10,000円
		理 事	日 額 5,000円 (源泉徴収差引額)
		評 議 員	日 額 5,000円 (源泉徴収差引額)
		監 事	日 額 10,000円 (源泉徴収差引額)
		委 員 等	日 額 3,000円 (源泉徴収差引額)

- ※ 1. 理事長、理事又は評議員が法人運営施設職員を兼務する場合は、施設職員給与とは別に報酬を支給する。
2. 複数の役員等を兼務する日額報酬の役員等であって、会議等が同日に開催される場合は、それぞれの会議等について報酬を支給する。但し、旅費についてはその限りでない。